各種届出の案内

1. 登録事項の内容に変更があった場合

変　更　内　容	添　付　書　類
商号（組織）	①指定工事業者異動届 ②登記事項証明書【※法人のみ】 ③指定工事業者証【A4版・名刺サイズ】
氏名（代表者）	①指定工事業者異動届 ②登記事項証明書【※法人のみ】 ③指定工事業者証【A4版・名刺サイズ】 ④経歴書 ⑤破産手続開始後、複権を得ない者でないことを証明する書類 ⑥誓約書
住居の変更	①指定工事業者異動届 ②指定工事業者証【A4版・名刺サイズ】 ③住民票記載事項証明証又は住居表示変更通知書 （登記事項証明書でも可）
電話番号	①指定工事業者異動届
営業所移転	①指定工事業者異動届 ②営業所の平面図及び付近見取図 ③登記事項証明書【※法人のみ】 ④指定工事業者証【A4版・名刺サイズ】 ⑤固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも可）又は 賃貸借契約書の原本及び写し
営業所（仮）移転	①指定工事業者異動届 ②営業所の平面図及び付近見取図 ③固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも可）又は 賃貸借契約書の原本及び写し
責任技術者の変更	①指定工事業者異動届 ※責任技術者を新規追加する場合は、専属責任技術者名簿

2. 事業を廃止した場合

	添　付　書　類
事業の廃止	①指定工事業者指定辞退届 ②指定業者証【A4版・名刺サイズ】

3. 指定業者証の破損、汚損、紛失した場合

	添　付　書　類
指定業者証の再発行	①指定工事業者証再交付申請書 ②指定業者証【A4版・名刺サイズ】 ③始末書（紛失した場合）

○受付　　平日：8時30分～17時00分まで（12時00分～13時00分は除く）
※土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は除きます。〔郵送不可〕

○問い合わせ　　精華町 上下水道部 上下水道課 施設管理係　　電話0774（95）1912
〒619-0241　京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田14-1